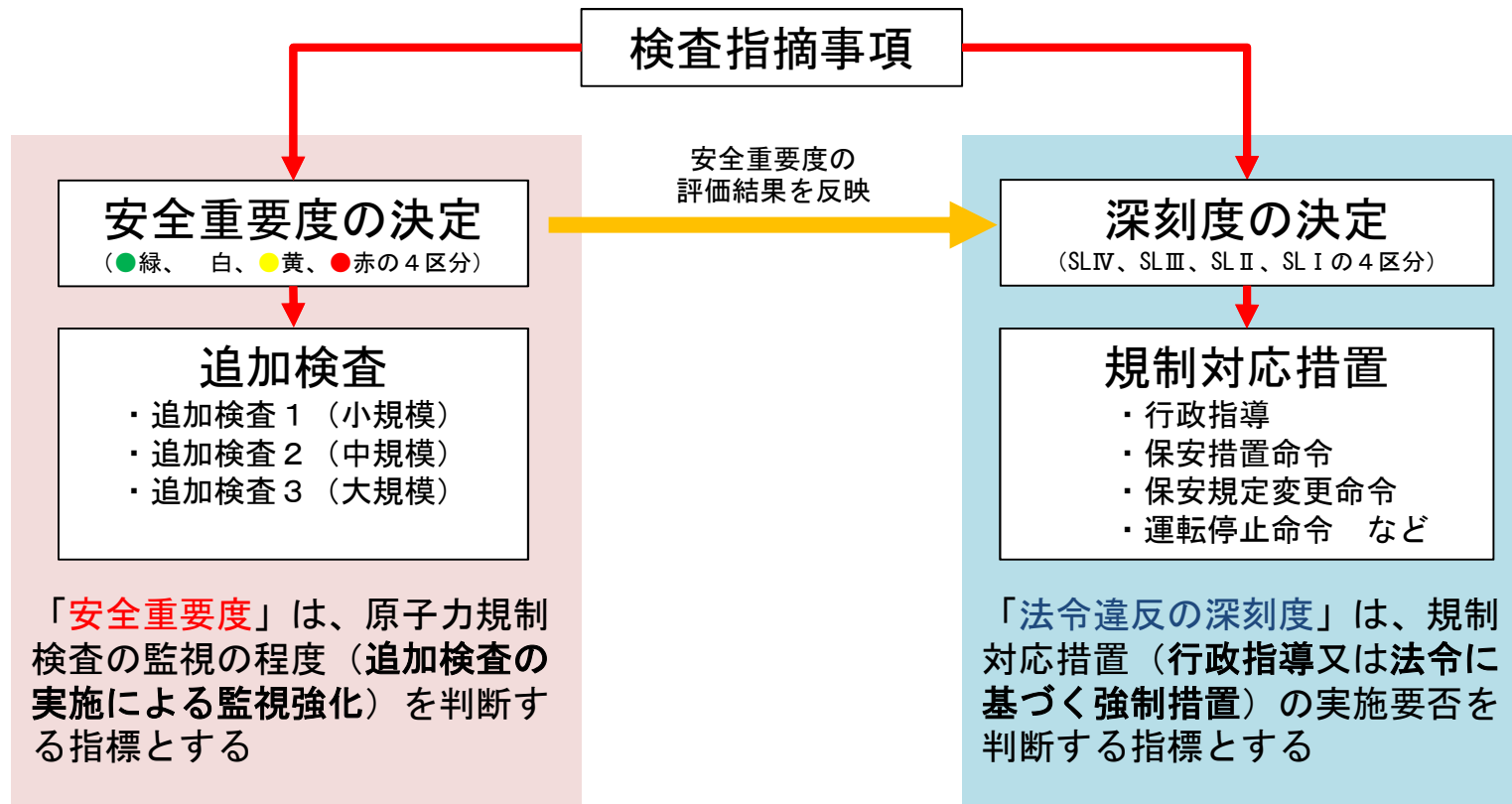


意思決定プロセスの考え方について

1. 検査指摘事項の評価

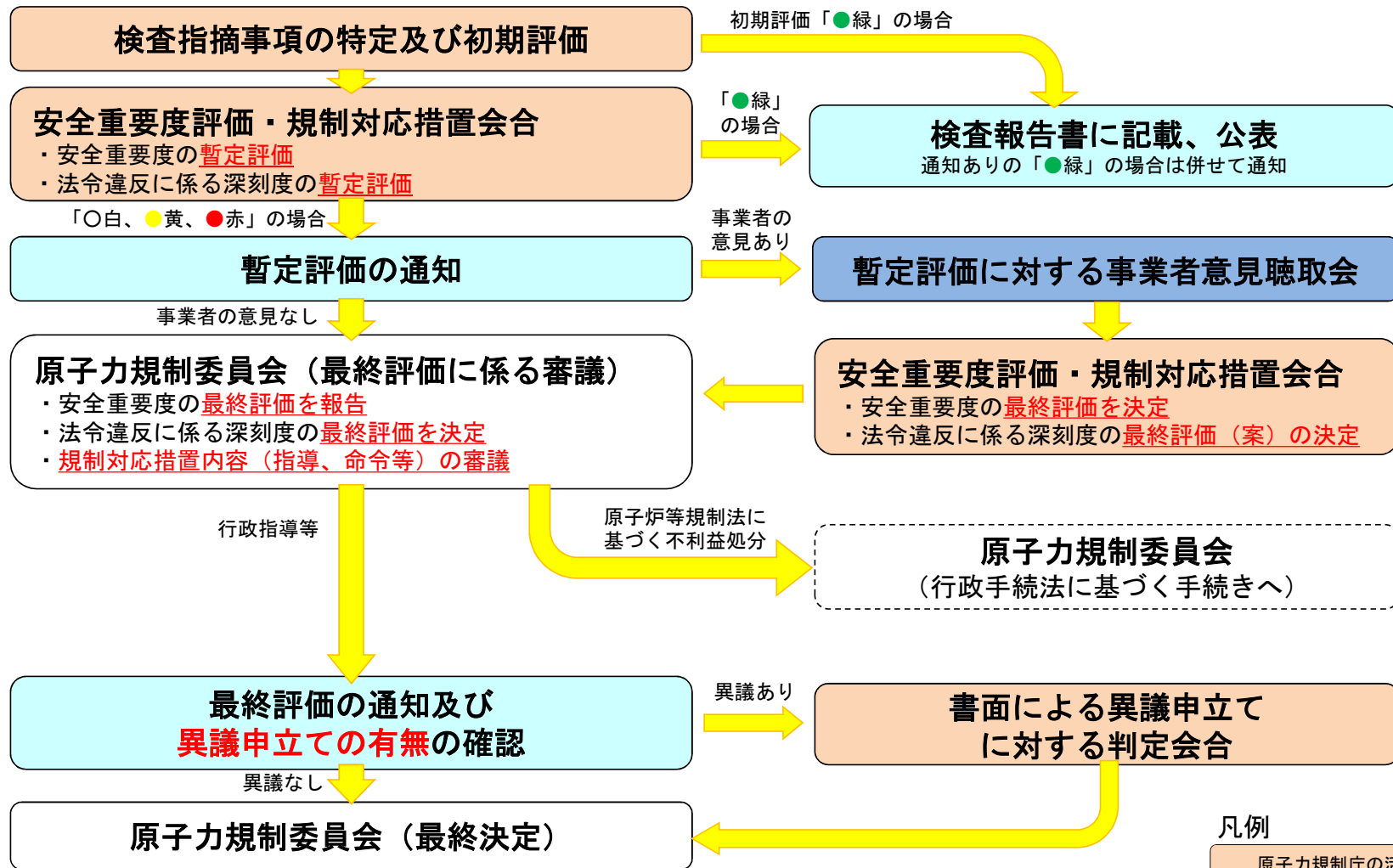
- 検査指摘事項は、原子力施設の安全確保の劣化程度を踏まえた「安全重要度」と、法令要求に対する違反の程度を踏まえた「法令違反の深刻度」の両面から評価を行う



2. 検査指摘事項の評価に係る意思決定

- 原子力規制庁は、原子力施設の安全確保の劣化程度を評価し、規制庁職員からなる会議体（安全重要度・対応措置評価会合）において「**安全重要度**」の評価を決定する
- また、同会議体において「**法令違反の深刻度**」の評価（案）及びそれに伴う規制対応措置（案）も併せて策定する
- 原子力規制委員会は、原子力規制庁から「**安全重要度**」の評価結果について報告を受けるとともに「**法令違反の深刻度**」の評価（案）及び規制対応措置（案）について決定する

3. 検査指摘事項の評価決定フロー



- 凡例
- 原子力規制庁の活動
 - 事業者への通知・連絡等
 - 原子力規制庁の公開会合
 - 原子力規制委員会